

			四運自公第21号
一部改正	平成17年4月7日	四運自公第2号	
一部改正	平成18年9月28日	四運自公第29号	
一部改正	平成19年6月13日	四運自公第11号	
一部改正	平成20年7月1日	四運自公第13号	
一部改正	平成24年7月31日	四運自公第8号	
一部改正	平成29年3月22日	四運自公第49号	

## 公 示

道路運送法（以下「法」という。）に基づく一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に関する標準処理期間を下記のとおり定めたので公示する。

また、標準処理期間は適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間であると解釈されていることから、標準処理期間の算定には、以下の期間は含まれないので留意されたい。

- ①申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間
- ②申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間

平成16年9月29日

四国運輸局長 佐久間 優

## 記

### I. 一般乗合旅客自動車運送事業

#### 1 事業の許可（法第4条第1項）（上限運賃料金の認可を含む。）

3ヶ月

なお、道路管理者の意見聴取に関する省令（昭和26年運輸省令・建設省令第1号）第5条の規定に該当する事案及び「路線を定める自動車運送事業の許可申請事案等の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等について」（平成18年9月15日付け国自旅第162号）1の両方の規定に該当する事案並びに、地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条第2項に規定する協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）で協議が調った事案については、特段の事情

がない限り、概ね2ヶ月

2 事業計画の変更認可（法第15条第1項）

(1) 路線の新設に関するもの（上限運賃料金の認可を含む。） 3ヶ月

なお、高速自動車国道等の新規供用に伴う経路変更事案（いわゆる「乗せ替え事案」）及び既存路線の一部延長事案等の軽微な事案については、特段の事情がない限り2ヶ月、道路管理者の意見聴取に関する省令第5条の規定に該当する事案及び「路線を定める自動車運送事業の許可申請事案等の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等について」1の両方の規定に該当する事案並びに地域公共交通会議等で協議の整った事案については、特段の事情がない限り、概ね1ヶ月

(2) 路線の新設以外のもの 2ヶ月

なお、道路管理者の意見聴取に関する省令第5条の規定に該当する事案及び地域公共交通会議等で協議の整った事案については、特段の事情がない限り概ね1ヶ月

3 上限運賃料金の認可（法第9条第1項） 3ヶ月

なお、停留所の新設及び位置の変更に伴う上限運賃の設定（変更）については、概ね1ヶ月

4 運送約款の認可（法第11条第1項） 1ヶ月

5 協定の認可（法第19条第1項） 3ヶ月

6 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項） 3ヶ月

なお、事業の許可申請又は事業計画の変更認可申請を伴わない事案については、概ね2ヶ月

7 事業の譲渡及び譲受の認可（法第36条第1項） 3ヶ月

8 法人の合併及び分割の認可（法第36条第2項） 3ヶ月

9 相続の認可（法第37条第1項） 2ヶ月

10 公共交通特定事業計画の認定 2ヶ月（バスターミナル事業者を含む。）

II. 一般貸切旅客自動車運送事業

1 事業の許可（法第4条第1項） 3～4ヶ月

2 更新許可（法第8条第1項） 4～6ヶ月

3 事業計画変更認可（法第15条第1項） 2～4ヶ月

4 運送約款の認可（法第11条第1項） 1ヶ月

5 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項） 2ヶ月

6 事業の譲渡及び譲受の認可（法第36条第1項） 3～4ヶ月

7 法人の合併及び分割の認可（法第36条第2項） 3～4ヶ月

8 相続の認可（法第37条第1項） 2～3ヶ月

### Ⅲ. 一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーを除く。）

- 1 事業の許可（法第４条第１項） 3ヶ月  
なお、福祉輸送事業限定に係るものにあつては、特段の事情がない限り概ね2ヶ月
- 2 運賃料金の認可（法第９条の３第１項）
  - （１）「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」（平成14年1月16日付け四運自公第41号）記1に規定する運賃改定に係るもの  
同公示記2に規定する申請の受付期間終了後の翌日から5～6ヶ月
  - （２）（１）以外のもの  
申請の受付から3ヶ月（法第89条の規定に基づき、意見の聴取があつたものについては、4ヶ月）
- 3 運送約款に認可（法第11条第1項） 1ヶ月
- 4 事業計画変更の認可（法第15条第1項）
  - （１）営業区域の拡大に係るもの 3ヶ月
  - （２）（１）以外のもの 2ヶ月
- 5 事業の譲渡及び譲受の認可（法第36条第1項） 3ヶ月
- 6 法人の合併及び分割の認可（法第36条第2項） 3ヶ月
- 7 相続の認可（法第37条第1項） 2ヶ月
- 8 公共交通特定事業計画の認定 2ヶ月

#### 附則

- 1 本公示は、平成16年10月1日以降に申請のあつたものから適用する。
- 2 「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する標準処理期間について」（平成14年1月31日付け四運自公第51号）、「一般貸切旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可及び運送約款の認可等に関する標準処理期間について」（平成12年1月31日付け四運自公第9号）、「一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーを除く。）の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の標準処理期間について」（平成14年1月31日付け四運自公第52号）及び「一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーを除く。）の許可申請事案等に係る処分時期について」（平成16年8月31日付け四運自公第15号）は、平成16年9月30日限りで廃止する。

附則

- 1 平成17年4月7日付け四運自公第2号による改正公示は、平成17年5月1日から適用する。

ただし、I. 10 公共交通特定事業計画の認定については、平成17年4月1日以降に申請があったものから適用する。

附則（平成18年9月28日付け四運自公第29号改正）

改正後の規定は、平成18年10月1日以降に申請のあったものから適用する。

附則（平成19年6月13日付け四運自公第11号改正）

改正後の規定は、平成19年6月13日以降に申請のあったものから適用する。

附則（平成20年7月1日付け四運自公第13号改正）

改正後の規定は、平成20年7月1日以降に申請のあったものから適用する。

附則（平成24年7月31日付け四運自公第8号改正）

改正後の規定は、平成24年7月31日以降に申請のあったものから適用する。

附則（平成29年3月22日付け四運自公第49号改正）

改正後の規定は、平成29年4月1日以降に申請のあったものから適用する。